

LED照明器具等特記仕様書

LED照明器具等（以下「照明器具」という。）は次の各条件を満たす製品であること。
 なお、要求事項については、要求内容を満足することを数値、図面等により示すこと。その際、使用言語は日本語とする。

1 適用範囲

本仕様書における照明器具は、LED専用設計された器具であり、従来の蛍光灯器具に直管形LED照明を取り付けたものは適用外とする。

2 LED照明機器の仕様

(1) 屋内50mプール（メインプール）におけるプール用照明器具

眩しき防止	スポーツ施設向けとして眩しき防止対策などを付されたものであること。
前面ガラス	安全面及び経年劣化等の黄色変色がないよう前面カバーは、強化ガラスを用いること。
重量	天井設置のため、軽量のものであること。
動作温度	天井設置のため夏季高温下で使用できるものであること。 (-30℃～+60℃)
IP保護等級	天井設置のため防塵、防湿、防水機能（IP65以上）を有すること。 また、湿気や塩素などの腐食環境にも耐えられること。
照度	国際大会の会場として使用されることから、プール水面上1mの照度が1,500ルクス以上を確保すること。 ※ プール公認規則及びJIS基準に準拠すること
調光機能	通常使用、大会使用など無線で部分的な調光ができるものであること。

(2) 屋内25mプール（サブプール）におけるプール用照明器具

眩しき防止	スポーツ施設向けとして眩しき防止対策などを付されたものであること。
前面ガラス	安全面及び経年劣化等の黄色変色がないよう前面カバーは、強化ガラスを用いること。
重量	天井設置のため、軽量のものであること。
動作温度	天井設置のため夏季高温下で使用できるものであること。 (-30℃～+60℃)
IP保護等級	天井設置のため防塵、防湿、防水機能（IP65以上）を有すること。 また、湿気や塩素などの腐食環境にも耐えられること。
照度	国内大会の会場として使用されることから、プール水面上1mの照度が600ルクス以上を確保すること。 ※ プール公認規則及びJIS基準に準拠すること
調光機能	通常使用、大会使用など無線で部分的な調光ができるものであること。

3 適用規格

本仕様書において特に規定がないものは、次の規格に準拠等するものとする。

(1) 準拠規格

- ア JIS C 8105-1「照明器具－第1部 安全性要求事項通則」
- イ JIS C 8154「一般照明LEDモジュール－安全仕様」
- ウ JIS C 8155「一般照明用LEDモジュール－性能要求事項」

(2) 参考規格

- ア JIS C 8152 照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法
- イ JIL 5006 白色LED照明器具性能要求事項

4 構造

- (1) 照明器具は、本業務の設置場所における使用環境で耐え得る構造であること。
- (2) 照明器具は、電気用品安全法（PSE法）の認定を受け、PSEマーク付きのものとする
こと。
- (3) 照明器具の形状は、ベースライト（一体型）とする。
- (4) LED制御装置は、照明器具内に内蔵とする。
- (5) (1)から(4)以外の照明器具を選定する場合は、事前に市の承諾を得ること。

5 その他

- (1) 照明器具メーカーは、一般社団法人日本照明工業会に入会していること。
- (2) 照明器具メーカーは、照明器具の製造・販売の実績が10年以上であること。